

2023 年度第 2 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

- ・開催日時 2024（令和 6）年 1 月 26 日（金）午後 2 時から午後 2 時 30 分まで
- ・開催場所 愛知県議会議事堂 5 階 大会議室
- ・出席者 服部 達哉（名古屋市医師会会長）、山根 則夫（名古屋市医師会副会長）、錦見 尚道（日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院院長）、長谷川 好規（名古屋医療センター院長）、後藤 百万（中京病院院長）、都島 誠一（名古屋市歯科医師会会長）、矢野 宗敏（名古屋市薬剤師会会長）、河内 尚明（名古屋市社会福祉協議会会長）、小嶋 雅代（名古屋市保健所長）、浅野 正敏（名古屋市健康福祉局長寿社会企画監）、加藤 裕（西名古屋医師会会長）、田中 勝己（西春日井歯科医師会会長）、宮田 壮一（西春日井薬剤師会会長）、今村 康宏（済衆館病院理事長）、岡島 剛（愛知県食品衛生協会清須支部支部長）、佐藤 あつ子（清須市女性の会会長）、伊藤 千里（清須市食生活改善推進委員協議会会長）、加藤 久喜（清須市健康福祉部長）、青山 美枝（北名古屋市市民健康部長）、井上 武（豊山町生活福祉部長）、圓福 康弘（西枇杷島警察署生活安全課長）（敬称略）
- ・傍聴者 なし

< 議事録 >

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から「2023 年度第 2 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。

開会に当たりまして、愛知県保健医療局技監の長谷川から御挨拶を申し上げます。

（愛知県保健医療局 長谷川技監）

愛知県保健医療局技監の長谷川でございます。

本日は大変お忙しい中、2023 年度第 2 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃は、当圏域の保健医療行政の推進に、格別の御理解、御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

冒頭に少しお時間をいただきまして、能登半島地震の被災に際しまして、お亡

くなりになられた方の御冥福を心からお祈り申し上げます。また、被災に遭われました方々には心から御見舞い申し上げます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から御理解、御支援を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

本日は、会議次第のとおり、議題といたしまして「次期愛知県地域保健医療計画名古屋・尾張中部医療圏（案）について」と「介護保険施設等の整備承認について」の2件を挙げさせていただいております。

また、報告事項としまして、「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」御報告させていただきます。

限られた時間ではございますが、活発な御議論を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

本日の出席者の御紹介ですが、時間等の都合により、お配りしてあります「出席者名簿」及び「配席図」をもって御紹介に代えさせていただきます。

次に、定足数ですが、当会議の構成員は27名で、現在、構成員からの委任を受けた代理出席者3名を含め、21名の御出席をいただいております。定足数である構成員の過半数である14名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、資料の御確認をお願いいたします。

【次第裏面により資料確認】

不足がございましたら、お申し出ください。

続きまして、議長の選出に移ります。議長につきましては、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」第4条第2項の規定により、互選でお決めいただくこととなっておりますが、特に御異議がなければ、事務局といたしましては、前回に引き続き、名古屋市医師会長の服部 達哉様をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【拍手】

ありがとうございます。それでは、出席者の皆様の総意として、議長は名古屋市医師会長の服部様をお願いします。

服部様、どうぞ議長席にお移りください。

(服部議長)

ただいま、議長に選ばれました服部でございます。

本日は、この後に会議もございますので、円滑な進行に御協力いただければと思っております。また、活発な御議論をお願い申し上げて、審議に入りたいと思います。

まず、本日の会議の公開・非公開の取り扱いにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

当会議は、開催要領第5条に基づき、全て公開とさせていただきたいと思いません。

また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のウェブページに会議録として掲載することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

(服部議長)

よろしいでしょうか。

それでは議題(1)次期愛知県地域保健医療計画名古屋・尾張中部医療圏(案)につきまして、審議に移りたいと思えます。事務局より説明をお願いいたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

愛知県保健医療局健康医務部医療計画課の福島と申します。

日ごろから、皆様方におかれましては、保健医療につきまして、多大なる御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

議題(1)「次期愛知県地域保健医療計画名古屋・尾張中部医療圏(案)について」につきまして、御説明させていただきます。

資料1-1「愛知県地域保健医療計画 名古屋・尾張中部医療圏の案について」を御覧ください。

次期愛知県地域保健医療計画の名古屋・尾張中部医療圏の項目につきましては、8月21日に開催いたしました第2回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議におきまして、御審議いただきました。その後、昨年12月16日から本年1月15日までの約1ヵ月間実施いたしました、パブリック・コメント及び関係団体・市町村への意見照会による御意見を検討するとともに、統計数値を最新のものにするなど更新いたしました名古屋・尾張中部医療圏の項目案を、今回、資料1-2「愛知県地域保健医療計画 名古屋・尾張中部医療圏(案)」としてお示

しさせていただきます。

資料1-1にお戻りいただきまして、「1 原案からの主な変更点」でございます。

主な変更点といたしましては、資料1-2の最初のページ、262ページでございます、「1 地域の概況 (1)人口 表 12-1-1 人口(年齢3区分別)構成割合の推移」を最新数値に更新、同じく262ページの「(2) 将来推計人口 表 12-1-2 将来推計人口」を最新数値に更新、263ページの「(4)主な死因別死亡 表 12-1-4 主な死因別死亡数、率」を最新数値に更新、同じく263ページの「(5)住民の受療状況 表 12-1-5 名古屋・尾張中部医療圏から他医療圏への流出患者の受療動向(流出患者率)」を記載、264ページ「2 保健・医療施設 表 12-1-7 主な医療施設の状況」を最新の状況に更新、269ページの「3圏域の医療提供体制 (2)脳卒中対策 表 12-1-9 脳血管疾患による死亡数・死亡率(人口10万人当たり)」を最新数値に更新、271ページの「(3)心筋梗塞等の心血管疾患対策 表 12-1-12 心疾患による死亡数(人口10万人当たり)」を最新数値に更新をしております。

資料1-3「愛知県地域保健医療計画(案)へのパブリック・コメントの意見と考え方(名古屋・尾張中部医療圏分 抜粋)」を御覧ください。当医療に該当するパブリック・コメント等は1件ございました。内容は「がん対策」について、がん患者になった時から情報がスムーズに得られるよう、市としても研修支援するなど情報提供を強化していただきたい、また、ピアサポーターを充足させ、いつでもどこでも気軽に利用できるようなシステム構築等をお願いしたいとの意見・要望でございました。

パブリック・コメントに対する考え方でございますが、名古屋市では、がん相談・情報サロン「ピアネット」を開設するとともに、がん診療連携拠点病院の相談支援センターと連携し、院内でのピアサポーターによる相談支援を開始していること、今後もさらなる取組を進め、これら取組の周知を図っていくこととしており、既に計画への記載もされておりますことから、特に記載の変更等の対応はございません。

資料1-1にお戻りいただきまして、「2 今後のスケジュール(予定)」でございます。

本案につきましては、令和6年2月に開催予定の県医療審議会医療体制部会において審議を行い、地域保健医療計画(案)としたのち、令和6年3月開催予定の県医療審議会におきまして、答申される予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(服部議長)

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら御発言お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは開催要領第4条第4項の規定に基づきまして、採決に移りたいと思います。

次期愛知県地域保健医療計画名古屋・尾張中部医療圏(案)につきまして、承認される方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

(服部議長)

挙手多数ですね。賛成が過半数に達しましたので、本議題につきましては承認といたします。

では、続きまして、議題(2)介護保険施設等の整備承認につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(愛知県福祉局尾張福祉相談センター 吉田次長兼地域福祉課長)

尾張福祉相談センターの吉田でございます。

皆様方におかれましては、日頃から本県の福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

それでは、議題(2)介護保険施設等の整備承認について、説明をさせていただきます。

お手元の資料2-1「介護保険施設等の整備計画について」を御覧ください。

今回、御審議いただく整備計画は、いずれも名古屋市から事前相談のありました、「1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」の50人、「2 介護医療院」の408人、「3 特定施設入居者生活介護」の380人の3件についてです。

計画の具体的な内容について説明する前に、まず、介護保険施設の整備枠の承認に係る手続きについて、簡単に説明したいと思いますので、1枚おめくりいただき、資料2-2「介護保険施設整備の手続きについて」を御覧ください。

介護保険施設の整備にあたっては、介護保険法に基づき、愛知県知事又は名古屋市長の指定を受ける必要があります。

この指定を受けるに当たり、入所型施設の整備については、各市町村の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域ごとに必要整備目標数を決定し、圏域会

議において整備枠の承認を受ける必要があります。

この承認の手続きについては、資料中ほどの「3 事前協議の流れ」にあるように、まず、(1) 事前相談票の提出がありますと、(2) 整備予定の市町村へ意見聴取を行い、(3) 圏域内の市町村で構成する研究会を開催するなど、事務レベルでの調整を行った上で、(4) 圏域会議に諮り、御審議していただいた上で承認又は不承認の審議結果を事前相談のあった方に通知することになります。

圏域会議での承認が必要となる介護保険施設は、4に記載された5つの類型の施設となります。このうち、「(5) 混合型特定施設入居者生活介護」について、少し説明をさせていただきます。

※2にありますように、特定施設入居者生活介護とは、①有料老人ホーム、②軽費老人ホーム、③養護老人ホームのうち、介護保険法に基づく指定を受けて、その施設が、日常生活における世話や機能訓練等を、介護保険サービスとして提供するものをいいます。

このうち、入居者が介護保険の要介護者に限られているものが、「(4) 介護専用型特定施設入居者生活介護」であり、入居者が要介護者に限られていないものが、「(5) 混合型特定施設入居者生活介護」になります。

※3にありますように、「(5) 混合型特定施設入居者生活介護」は、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の9割を介護保険における要介護者のための整備枠として設定することとされています。

さらに、1枚おめくりいただいて、資料2-3「名古屋・尾張中部圏域 第8期介護保険施設等整備計画」を御覧ください。

令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする第8期の介護保険施設整備計画となりますが、各施設とも、今年度が第8期計画の最終年度であることから、既に整備目標を達成しており、整備枠は残っておりません。

なお、圏域内の介護保険施設の設置状況については、次ページの資料2-4「名古屋・尾張中部圏域の介護保険施設の設置状況」のとおりです。1枚目が旧尾張中部圏域、これは北名古屋市、清須市、豊山町の2市1町となります。2枚目が旧名古屋圏域の西部地域、3枚目が東部地域となり、それぞれ施設の種別、市区町別に施設名と定員を記載しております。

それでは、資料2-1にお戻りください。

今回、事前相談のありました整備計画についてですが、いずれも名古屋市が公募により、整備予定者を選定するものです。

まず、「1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」ですが、整備予定定員は150名、開所時期は、令和9年4月を予定しています。

名古屋市では、特養への入所申込者数の状況や、令和6年度末に名古屋市厚生院が特養の定員を100人減員することなどを踏まえ、来年度、令和6年度から

令和8年度までの第9期計画期間中に、新たに整備が必要となる介護老人福祉施設の定員数を150人と見込んでいます。

ただし、整備枠については、名古屋市厚生院の100人分の定員が、既に当圏域の整備枠として認められているため、この100人分を除いた残り50人分について、新たな整備枠として御承認をお願いするものです。

また、今回の整備について、名古屋市では、公募により事業者を選定することとしており、令和9年4月の開設に間に合わせるためには、第9期計画が始まる令和6年4月から事業者の募集を開始する必要があります。現行の第8期計画では、先程申し上げたとおり、既に整備枠が0人のため、来年度から始まる第9期計画の前倒しにより整備枠の確保をお願いするものです。

なお、県計画の前倒しによる整備枠の承認の条件としては、※【参考】「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」（抜粋）の一番下の下線部にありますように、「県計画の当該計画期間を越える前倒し（最終年度の整備目標値を越える整備）については、圏域内の原則全市町村が特別に必要と認め、かつ、高齢福祉課が同意した場合に限る」と規定されております。

今回の整備計画では、書面により開催しました「名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」において、圏域内の全市町から前倒し整備について了解を得ており、かつ、高齢福祉課の同意も得ていることから、県計画の前倒しによる整備枠の承認の条件を、全て満たしております。

次に、「2 介護医療院」及び「3 特定施設入居者生活介護」については、併せて説明をさせていただきます。

まず、「2 介護医療院」についてですが、名古屋市の公募により、整備予定者を選定するもので、整備予定定員は408人、開所時期は、令和8年4月から10月を予定しております。

次に、「3 特定施設入居者生活介護」につきましても、名古屋市が公募により整備予定者を選定するもので、整備予定定員は380人を予定しています。

今回、整備が計画されているものは、混合型の特定施設入居者生活介護ですので、先程説明したとおり、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の9割を介護保険の整備枠として設定することになり、整備枠としては、380人の9割である342人となります。

開所予定は、施設定員に9割を掛けた整備枠ベースで、令和7年3月に171人、令和8年3月に残りの171人を予定しております。

なお、整備予定定員数は、介護医療院、特定施設入居者生活介護ともに、名古屋市の次期介護保険事業計画において、新たに整備する必要がある定員数として見込まれているものです。

また、両施設とも、開所予定スケジュールから、令和6年4月には、事業者の

募集を開始する必要がある、先程説明しました介護老人福祉施設と同様、第9期計画の前倒しにより、整備枠の確保をお願いするものです。

なお、それぞれ2つ目の○に記載のとおり、介護老人福祉施設と同様、圏域内の全市町から前倒し整備についての了解を得ており、かつ、高齢福祉課の同意も得ております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

(服部議長)

ただ今の事務局の説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、開催要領第4条第4項の規定に基づき、採決に移りたいと思います。介護保険施設等の整備につきまして、承認される方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

(服部議長)

挙手多数ですね。それでは過半数に達しましたので、本議題につきましては承認といたします。

以上で、議題は終了いたしましたので、報告事項に移りたいと思います。

報告事項の愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

報告事項「愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について」につきまして、御説明させていただきます。

資料3「愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について」を御覧ください。

愛知県地域保健医療計画では、5疾病、5事業及び在宅医療等の機能を担っていただく医療機関につきまして、県で定めております基準に合致していることを確認した上で、別表に記載することとしております。

本日の資料では、令和5年12月1日更新分におきまして、名古屋・尾張中部医療圏に関し、新たに更新手続きを行った箇所を、網掛けでお示ししております。時間の都合もございますので、簡便に説明をさせていただきます。

資料 1 ページから 3 ページにかけて記載しております、「がん」、「脳卒中」及び「心血管疾患」の各体系図に記載されている医療機関名につきまして、それぞれ、注釈に記載がございますが、本県の医療機能情報公表システムの令和 4 年度調査結果等に基づきまして、追加・削除を行っております。

資料 4 ページから 12 ページにかけては、「精神科救急」、「救急医療」、「災害医療」、「周産期医療」、「小児救急医療」などにつきまして各体系図に記載されている医療機関名が記載されており、変更箇所は網掛けとなっております。

資料 13 ページ以降につきましても、同様に各項目につきまして記載がされております。

説明は、以上でございます。

(服部議長)

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

特に御意見等はございませんか。

それでは、以上で本日の議事は終了いたしました。最後に「その他」として、保健医療福祉分野に関する御意見等がございましたら御発言いただきますようお願いいたします。

委員の方から特に御意見はございませんか。

それでは最後に事務局から何かございますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

本日の会議の内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただくこととしておりますので、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いいたします。以上でございます。

(服部議長)

それでは、本日の 2023 年度第 2 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議はこれを持ちまして閉会といたします。速やかな議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。